

令和
2年度

水道事業会計予算

水道局では、今後も本市水道事業の具体的施策を定めた長期経営構想（平成27年改訂）に基づいた健全な経営に取り組み、安全な水道水の安定供給に努めていきます。

実施する主な事業として、統合した簡易水道給水区域の施設の整備、老朽化した施設の更新、令和元年度から着手した震災時の給水拠点を増設する施設整備（震災時応急給水拠点第2次整備）などに継続して取り組めます。

事業の運営や施設の管理に関わる収益的支出は、49億1100万円を計上し、前年度より9600万円（対前年比2.0%）の増額、施設の新設や改良に関わる資本的支出は、39億4900万円を計上し、前年度より1900万円（対前年比0.5%）の減額となります。

令和2年度予算の財政規模は、収益的支出と資本的支出を合わせた88億6000万円、前年度より7700万円（対前年度比0.9%）の増額となります。

鳥取市 No.63
**水道局
だより**

2020.5.1

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
電話 0857-53-7811(代)
0857-53-7953(直)
ファクシ 0857-53-7802

鳥取市水道局ホームページ
https://www.water.tottori.tottori.jp/

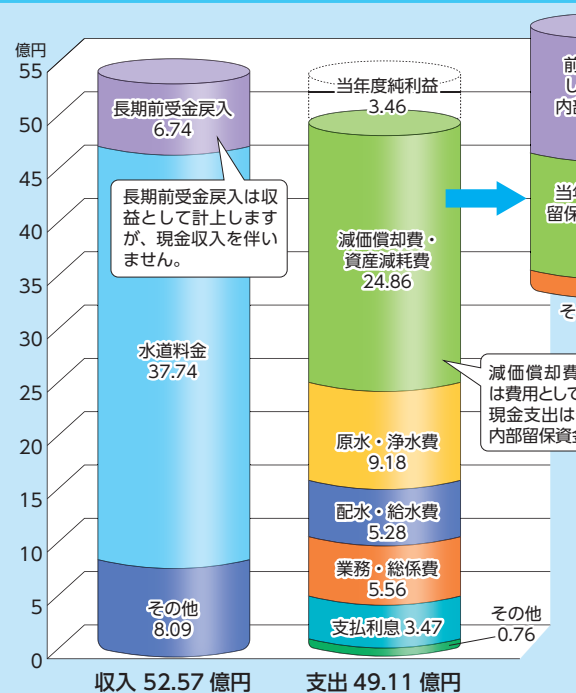
連絡先

国庁舎
電話...0857-53-7811
ファクシ...0857-53-7802
南地域水道事務所
電話...0858-76-3118
ファクシ...0858-85-0672
西地域水道事務所
電話...0857-85-2526
ファクシ...0857-85-1049

予算の内訳 水道事業会計は、収益的収支と資本的収支に区分されます。

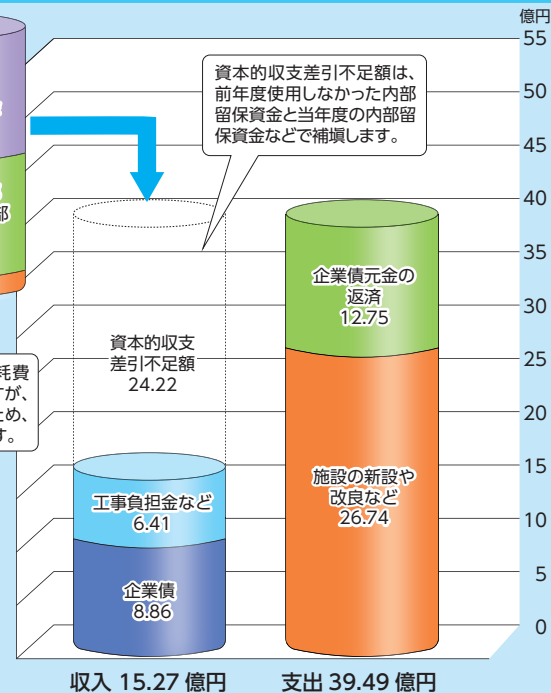
●収益的収支

事業の運営や施設の管理に関わる収支です。



●資本的収支

施設の新設や改良に関わる収支です。



収益的収支の用語

◆長期前受金戻入：施設の新設や改良をする際に交付を受けた補助金等の減価償却費相当分を収益として計上するもの。◆減価償却費：施設の新設や改良に支払ったお金を、定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもの。この費用は内部留保資金となり、企業債元金の返済と施設の新設や改良をするための資金になります。◆資産減耗費：施設を廃棄する場合、減価償却後の残存価格を費用として計上するもの。◆原水・浄水費：原水（天然の水）を水道水にするための費用。◆配水・給水費：お客さまの所まで水道水を送るための費用。◆業務・総係費：水道メーターの計量、料金の徴収、窓口サービスなどの費用。◆支払利息：企業債（借入金）の利息。

資本的収支の用語

◆企業債：施設の新設や改良をするための借入金。地方公営企業の場合、施設整備の資金は主に企業債で調達します。借入金は一定の期間（数年～数十年）で返済していきます。

令和2年度

水道事業会計予算

令和2年度の主な事業

安全な水道水の供給

水質検査体制の強化を図るとともに、建物の老朽化などの問題を解消するため、水質検査室を新築する事業に平成29年度から取り組んでいます。

令和元年度までに新築工事はほぼ終了し、本年度は場内整備、検査機器の移設などを行い、10月から新しい水質検査室で業務を開始します。

水質検査室の新築移転

1,851万円

水質検査の委託

5615万円

安定した給水の確保

震災時に給水の拠点となる施設の増設を行うとともに、老朽化した設備や管路の更新を行い、継続して耐震化を進めます。

震災時応急給水拠点第2次整備

1億6010万円

耐震管への布設替え、

水管橋の耐震補強

3億7824万円

老朽化した設備の更新など

2億8449万円

配水施設の整備

効率的な水運用のための配水管網整備、安定的に水道水を供給するために、管路の増設や河川横断する管の複数化を行うなど、配水施設の整備に取り組みます。

配水管網整備

1億3600万円

基幹管路耐震化

9000万円

千代川横断複数化

5000万円

地域水道の整備

統合した簡易水道給水区域において施設の統廃合、管路整備などを継続して行います。

調査設計業務および施設整備工事

8億5858万円

有収率の向上対策

水道水を無駄なく供給するため、公道漏水の調査、修理を行います。

公道漏水調査および公道漏水修理

1億2209万円

水道メーターの購入および取り替え

8052万円

問い合わせ先 総務課財務係
☎0857-53-7913
☎0857-53-7802

水道料金を統一しました (統合前の簡易水道給水区域)

統合前の簡易水道給水区域の水道料金は、令和2年4月に上水道給水区域の水道料金へ統一しました。統一後の料金表および適用の時期は、以下のとおりです。

水道料金表 (2カ月につき)

口径	基本料金	従量料金
13mm	1,680円	(使用水量) (1㎡につき) 20㎡までの分52円 20㎡を超え40㎡までの分 104円 40㎡を超え80㎡までの分 139円 80㎡を超え400㎡までの分 ... 166円 400㎡を超える分 202円
20mm	3,900円	
25mm	6,320円	
40mm	18,800円	
50mm	33,400円	
75mm	87,800円	
100mm	176,000円	
150mm	480,000円	
200mm	800,000円	※水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に消費税相当額を加算した額(1円未満の端数切り捨て)になります。

水道料金の比較 (税込み)

(メーター口径13mm、20mm、使用期間2カ月の場合)

使用水量	口径	
	13mm	20mm
20㎡	統一前	3,674円
	統一後	2,992円 5,434円
40㎡	統一前	5,258円
	統一後	5,280円 7,722円
60㎡	統一前	6,842円
	統一後	8,338円 10,780円
100㎡	統一前	10,494円
	統一後	15,048円 17,490円

適用の時期 水道局では、水道メーターを2カ月ごとに計量し、計量した翌月に水道料金を請求しています。

偶数月に計量する地区...

6月計量、7月請求分から適用

奇数月に計量する地区...

7月計量、8月請求分から適用

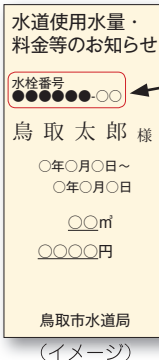
問い合わせ先 料金課料金係 ☎0857-53-7922 ☎0857-53-7801
 南地域水道事務所 ☎0858-76-3118 ☎0858-85-0672
 西地域水道事務所 ☎0857-85-2526 ☎0857-85-1049

水道に関するお問い合わせ先

水道料金や宅地内の漏水など、水道に関する問い合わせ先を紹介します。

水道の使用開始・中止などの申込み

- 引っ越しで、水道の使用を開始(中止)したい
- しばらく家を空けるなど、長期間使わない水道を止めてほしい
- ※上記についてはホームページからも手続きできます。
- 水道使用者の名義を変更したい



水栓番号

●●●●●●-○○
6ケタ - 2ケタ

「水道使用水量・料金等のお知らせ」や「納入通知書」等、「水栓番号」が分かるものをご準備いただくと、手続きがスムーズになります。



水道料金、水道メーターの計量について

- 水道料金の支払い方法について
- 水道料金の計算方法について
- 水道メーターの計量日、使用水量について

漏水調査に関する問い合わせ

- いつもより使用水量が多くなっている
- 宅地内の漏水箇所を調べたい

問い合わせ先 料金課料金係

☎0857-53-7922 ☎0857-53-7801

水道水の安全性について

- 水道水に色がついていたり、異物が混じっている
- 水道水のおいげが気になる
- 水質検査について

問い合わせ先 浄水課水質検査室

☎0857-53-7963 ☎0857-53-7850

水道の故障・修理等に関する問い合わせ

- 道路から水があふれている
- 宅地内の漏水を修理したい
- ※宅地内の漏水修理は、水道局指定給水工事業業者に依頼してください。不明な点につきましては下記へお問い合わせください。

問い合わせ先 給水維持課管路維持係

☎0857-53-7933 ☎0857-53-7801

河原地域、用瀬地域、佐治地域にお住まいの方は、上記の連絡先または
南地域水道事務所：☎0858-76-3118 ☎0858-85-0672 に問い合わせください。

気高地域、鹿野地域、青谷地域にお住まいの方は、上記の連絡先または
西地域水道事務所：☎0857-85-2526 ☎0857-85-1049 に問い合わせください。

集合住宅(アパート・マンションなど)の特例料金

～集合住宅を管理されているみなさんへ～



水道料金は、使用水量が増えると1㎡あたりの料金単価が上がる料金体系となっているため、水道局のメーターが1個で、2戸以上が使用するアパート、マンションなどの集合住宅では、各戸に水道メーターを設置している場合に比べて、1戸あたりの水道料金が割高になる場合があります。このような集合住宅の場合、基準に適合すれば、届け出により、通常の料金計算とは異なる特例料金の適用を受けることができます。

◆◆集合住宅の特例料金とは◆◆

水道局の設置しているメーターの口径に関係なく、届け出のあった戸数の各戸に口径13mmのメーターが付いているものとし、かつ集合住宅全体の使用水量は各戸が均等に使用したものと見なして計算し、その合計額を集合住宅の水道料金とするものです。

適用の基準

- ◆各戸に蛇口がついていること。
- ◆水道を使用する戸数の3分の2以上が住居用であること。
- ※使用水量、戸数などの条件によっては、特例料金が通常の料金より高くなる場合があります。
- ※下水道使用料・集落排水施設使用料の計算方法にも適用されます。

問い合わせ先 料金課料金係

☎0857-53-7922 ☎0857-53-7801

水道週間 6月1日(月)～ 6月7日(日)

昨年の「鳥取市水道局水道に関する標語」特選

守ろうよ みんなが使う 水道水

6月1日～6月7日は、水道週間（第62回）が全国的に実施されます。

水道局では、地震などによる断水が市民生活や都市機能に大きな影響を及ぼすことを防ぐため、施設の耐震化を進めるとともに、飲料水の確保に必要な施設整備に取り組んでいます。

普段、何気なく使っている水道水が蛇口から出てくるまでには、多くの労力や費用（電気料金・施設維持費など）が必要になります。

水道水は、自然から集めた水をろ過などで浄水・殺菌処理の後、配水池から各ご家庭などに給水をしています。また、水道水には、51項目に及ぶ水質基準が法律で定められ、定期的に水質検査を行っています。

水道は、健康で文化的な生活や社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤として、重要な役割を果たしています。この週を機に、安全で良質な水を安定的に供給できる設備や地震等の災害に強い水道づくりについて、みなさんも一緒に考えてみましょう。



昨年の「鳥取市水道局児童・生徒 図画・ポスターコンクール」特選作品

水道工事にご協力を！

道路などに埋設されている水道管は、みなさんの所まで水道水を安定してお届けするために大切な役割を果たしています。

水道局では、古くなった水道管を災害に強い水道管に計画的に取り替える工事や漏水の緊急修繕工事などの断水工事を市内各地で行っています。

工事に伴う通行規制や一時的な断水などによって、ご不便をおかけする場合がありますが、ご協力をお願いします。

なお、断水を伴う工事を行う場合は、あらかじめ該当する地域のみなさんにお知らせします。（緊急工事の時は、お知らせできないことがあります。）



水道工事の様子

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスは水道水の安全性に影響ありません

水道局では、国が定める水道水質基準に基づき、適切に水質管理を行い、安全な水道水を供給しています。

新型コロナウイルスなどのウイルスに対しては、塩素による消毒の効果が高いとされています。水道局では、適正な浄水処理及び塩素消毒を徹底していますので、平常時と同じように、飲用使用はもとより、日常生活に不可欠な調理、食器洗い、入浴などに安心してお使いください。

（感染予防には、こまめな手洗いやうがい効果的です。）

詐欺に注意を！

「新型コロナウイルス感染を防ぐために水道管内を洗浄する。」等の電話があった場合は、詐欺の可能性ありますのでご注意ください。

水道料金の支払い猶予について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、収入が大幅に減少するなどの事情により、水道料金のお支払いが困難な方は、支払い猶予等のご相談をお受けしますので、料金課収納係（☎0857-53-7923）まで問い合わせください。

